

平成 23 年 5 月 17 日

各 位

会社名 岡谷電機産業株式会社  
代表者名 取締役社長 山岸 久芳  
(コード番号 6926 東証第 1 部)  
問い合わせ先  
取締役常務執行役員 江本 明弘  
管理本部長  
(TEL 03-4544-7000)

### 内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について、下記のとおり改定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 改正後の内部統制システムの構築に関する基本方針 (改正点は下線部であります)

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第 1 条 当社は、コンプライアンス基本方針を設け、そのなかに下記を定める。

岡谷グループは、コンプライアンスの実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものとして位置づけ、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行する。

当社の取締役は、上記方針の実践のため社是、企業理念および岡谷グループ行動基準に従い、当社グループにおける企業倫理の遵守および浸透に関してリーダーシップを発揮する。

コンプライアンス担当役員および内部統制担当者を置き、コンプライアンス体制の構築および運用を行う。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

第 2 条 当社は法令・社内規定に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第 3 条 当社グループは、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するあらゆるリスクに対処すべく、リスク管理基本方針を定め、リスク管理規定を設ける。

これに基づき、各会議体によってグループ横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案をし、対応策を講じる。さらに、事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出評価を行い対応策の検討を図る。

これらの内容は内部監査規定に基づき内部監査部門が監査にて確認する。

さらに、半期に一度、取締役会または執行役員会でレビューし、リスク管理レベルの向上を図る。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第4条 当社グループは、ISO9000 シリーズを利活用して、一つの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。

当社の意思決定の妥当性および執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とする。

当社では、業務執行と監督の役割分担を明確にする目的から、執行役員制を採用する。執行役員会は毎月定例および適宜開催し、予算実績管理、その他、業務執行に関する重要事項の意思決定し、業務執行の円滑化を図る。取締役会は毎月定例および適宜開催し、経営の重要事項その他、意思決定の場とする。

当社グループは経営方針の徹底のため、中期経営計画を立案、遂行し、これをもとに年度執行計画および予算を立案し、各部署、子会社、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図る。

(使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

第5条 当社グループは、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社是、企業理念、コンプライアンス基本方針、岡谷グループ行動基準、情報開示マニュアルなどを定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築する。また、これを維持向上させるため、当社グループの使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施する。

さらに、当社グループは、コンプライアンス違反行為の可能性を削減するため、グループ横断的の内部通報制度を設ける。

使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規定に準拠した内部監査、事業所内監査を実施する。

(当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 当社グループは、ISO9000 シリーズを利活用して、一つの方針のもと、ひとつの仕組みを構築し、業務の標準化を図る。その上で、当社グループにおける会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

当社グループでは、これを確実にするため、当社グループ全体で整合した年度計画、予算を策定するとともに毎月の取締役会で各関係会社担当役員および各社社長が業務執行状況、予算管理状況などを報告し、さらに、四半期ごとに関係会社経営会議を開催し、業務の適正さを確認する。

当社グループの業務の適正を確保し、さらに、これを維持向上させるため、内部監査規定に準拠した内部監査、事業所内監査を実施する。

グループ会社に連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備への協力を義務付ける。

(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項)

第7条 当社は、監査役の職務を補助する専任の使用人はいないが、監査役会が監査役の職務を補助すべき専任の使用人が必要と判断した場合、取締役会と監査役会で協議し、人員の配置を行うものとする。

(前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、評価など人事権に係わる事項の決定には常勤監査役の同意を得るものとする。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 当社では、取締役、執行役員が報告を行う毎月の取締役会、執行役員会に監査役が出席するほか、業務執行上重要な討議および報告を行う営業、生産、管理各本部会議、品質環境委員会などの会議には常勤監査役が出席する。また、稟議書や議事録および業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を聴取する。

監査役は、必要に応じて取締役会、執行役員会その他の会議の場および代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとする。

取締役・執行役員および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、直ちに監査役に報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は、監査が実効的に行われることを確実にするため代表取締役、その他取締役および執行役員と定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部門および会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとする。

以 上